

富士市空き家利活用支援補助金に関する Q&A

＜1. 補助対象の空き家について＞

Q1 どのような空き家が対象ですか。

A 個人が所有する住宅で市内にある空き家が対象です。
※ただし、一部に店舗、事務所等の用途を兼ねていたものを含む

＜2. 交付対象者について＞

Q1 どのような場合、交付対象者として申請をすることができますか。

A 地域活性化空き家又は地域活性化提案型空き家における事業を5年以上継続する者。

Q2 どんな事業を行う場合に対象になりますか。

A 地域活性化空き家の場合

地域の活性化のために、地域交流、子育て支援、健康福祉支援、文化交流に係る事業を行う場合

- ・地域交流 集会場、地域サロン、コミュニティカフェ、NPOの拠点等
- ・子育て支援 子ども支援施設、児童クラブ、こども食堂等
- ・健康福祉支援 老人福祉施設、高齢者支援施設、高齢者シェアハウス、障がい者支援施設、障がい者支援グループホーム等
- ・文化交流 展示スペース、ミニ図書館、学習スペース、手芸・工芸等の教室等

地域活性化提案空き家の場合

地域活性化空き家のほか、空き家で行う事業が地域の活性化に資するものとして市が認める場合

シェアレストラン、レジデンス、コワーキングスペース、民泊等

Q3 その他に条件がありますか。

A 耐震性が無い空き家は、実績報告を行うまでに耐震補強を行う必要があります。

A 用途が変わることで建築基準法等の関係法令に適合させるために、建物仕様の変更が必要な場合がありますので、申請時に建築士による関係法令の担当窓口での確認作業を求めています。

＜3. 対象地域について＞

Q1 対象となる地域を教えてください。

A 市内全域ですが、変更後の用途が適法であることが必要です。また、市街化調整区域にある空き家の場合は、立地基準などに適合する場合があります。

<4. 対象となる工事について>

Q1 対象となる工事を教えてください。

A 内外装の改修工事、給排水・電気又はガス設備の改修工事、耐震改修工事、当該工事に係る設計及び監理費のうち市長が必要と認めるものが対象になります。

<5. 申請について>

Q1 どこで申請書を入手することができますか。

A 市役所7階の住宅政策課で配布しているほか、市のウェブサイトからも様式等をダウンロードできます。

Q2 いつまでに申請をしなければなりませんか。

A 必ず着工前までに申請を行ってください。着工前までに空き家利活用計画書の承認及び交付申請が必要なため、余裕を持って申請をしてください。

Q3 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうしたらよいでしょうか。

A 速やかに市の担当者に相談してください。その後の手続きとして、工事内容の変更申請をしていただくことになります。

Q4 いつまでに実績報告書を提出しなければなりませんか。

A 工事完了日から30日以内（または交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日）に提出をお願いします。年度末の申請につきましては、年度内での実績報告が困難な場合がありますので、事前に御相談ください。

Q5 空き家を賃借する場合にもこの補助金は利用できますか。

A 利用は可能です。その際には、リフォーム工事に対して賃貸人の承諾を得たうえで承諾書を必ず提出してください。

<6. その他>

Q1 他の補助金との併用はできますか。

A 同じ目的の補助金との併用はできません。